

## 学校生活に関して ー生徒心得ー

校訓「誠・明・健」のもと、生徒一人一人が意欲的に学習に取り組み、部活動に励み、明るい校風の樹立に努めよう。

個性の伸長を図るとともに、困難に打ち勝つ「生きる力」と、自分のみならず他を大切にする豊かな人間性と、自らの判断で行動し、自らが責任をもつ自律心の育成に努めよう。

### 1 基本的生活習慣について

#### (1) 礼儀

- ①学校内外を問わず教職員や先輩、友人に会った時は、敬愛の念をもって挨拶をしよう。
- ②来校者に会ったときは、挨拶をして気持ちよく迎えよう。

#### (2) 登下校

- ①交通規則やマナーを遵守し、高校生としての良識と品位をもって通学しよう。
- ②事故防止の観点からも、時間に余裕をもって登校しよう。
- ③下校の際は、交通安全はもとより、防犯にも十分留意し、特に暗くなった場合には、2人以上で下校しよう。なお、下校時間は午後4時50分である。
- ④生徒手帳や身分証明書は常に携行し、太東生としての自覚と責任をもって行動しよう。
- ⑤自転車通学希望者は防犯登録を済ませ、通学許可を受けた後、必ず本校所定のステッカーを貼付し、校内では所定の場所に必ず施錠して駐輪する。盗難防止のため、ダブルロックを設置しよう。なお、雨ガッパを常時携帯し、雨天時には必ず着用する。また、自転車乗車用ヘルメットを着用する。
- ⑥交通事故その他全ての事故に備え、必ず保険に加入しておくこと。

#### (3) 欠席・遅刻・早退

- ①欠席（遅刻）する場合は、必ず保護者から始業前に学校へ連絡してもらう。
- ②余裕ある登校は、一日の学習活動を円滑に始めるためにも、また事故防止の観点からも大切なことである。遅刻をしないように心掛けよう。
- ③早退する場合は担任に申し出て許可を受ける。
- ④登校後は、原則として校外に出ない。

#### (4) その他

- ①法律で禁止されている行為等、または道徳に反する行為等はしない。
- ②深夜徘徊、無断外泊、不良交遊、怠学等をしない。
- ③交通違反、その他の行為により校外で補導された場合は、直ちに担任に申し出る。

### 2 身だしなみについて

#### (1) 服装

- ①本校指定の制服を着用する。
- ②詰め襟型学生服は、左襟に校章を付け、第一ボタンまでとめる。
- ③ブレザー型学生服は、左襟に校章を付け、ネクタイを着用し、スカートまたはスラックスを着用する。なお、スカート丈は膝にかかる長さとする。
- ④夏季服装期間（5月1日～10月31日）については、ワイシャツおよびポロシャツでも構わない。なお、ワイシャツの下には無地のものを着用する。
- ⑤防寒用のセーター類（カーディガンを含む）の色は黒又は紺色とし、機能的で清楚なものとする。なお、セーター類は、制服の下に着用するものとする。
- ⑥防寒用衣類は、機能的・安全性を重視し、華美にならず高校生としてふさわしいものを登下校の

み着用し、校舎内では着用しない。

⑦ソックスは白色のほか黒色・紺色のものを着用してもよい。ただし式典の際には、黒無地ソックスを着用する。

(2) 頭髪

①頭髪は、高校生らしく端正なものとし、常に清潔に保つ。前髪は目に入らないようにすること。

②パーマやカール、染色や脱色等による加工などの特異な髪形はしない。

③髪飾りは使用しない。

(3) その他

①鞆は、機能性を重視したスポーツバッグ・リュックサック型・ショルダー型が望ましい。

②装身具は使用しない。

③学校には不要なものは持ち込まない。

④やむを得ず異装や持ち込み等をする場合は、必ず許可を得る。

### 3 諸届など

(1) 「海外旅行届」

海外旅行をする場合は、「海外旅行届」を提出する。

(2) 「アルバイト届」

アルバイトを行う場合は、本人の希望が正当な理由を有し、保護者の全責任のもとで学校生活に影響のない範囲内で行うものとする。また、その際「アルバイト届」を必ず提出する。なお無断でアルバイトをした場合には特別指導の対象となる。

ただし、飲酒をメインとしたお店等、高校生としてふさわしくない職種のアルバイトは禁止とする。また、不振科目がある場合にはアルバイトはできない。

(3) 「自転車通学許可願」

学校に自転車で通学する場合は、「許可願」を提出する。

なお、交通法規に違反した場合は、自転車通学を禁止する場合もある。

### 4 運転免許取得に関する方針

#### 1. 運転免許取得について

(1) バイク・四輪自動車等の免許取得については、原則、取得しない。また、授業日での免許取得受検や学校管理下における利用は一切認めない。

(2) 取得を希望する場合には申し出を行う。

(3) 下記について、違反した場合には特別指導を行う。

#### 【二輪車（バイク）】

(1) 利用できる生徒は次のいずれかに該当する生徒に限るが、いずれも保護者の責任において利用させる。

① 家庭事情により恒常的に家業の手伝いを必要とする者

② 公共交通機関の利用が著しく困難な者

③ その他、特別な事情がある者

(2) 利用は、原動機付自転車（50cc 以下）に限る。

(3) 任意保険に加入していない車両は利用できない。

#### 【四輪車（自動車）】

進路が内定した者で、内定先の事情で早期の免許取得が必要な場合は、許可を取り教習を開始す

ることができる。ただし、特別な事情がない限り、免許取得は卒業後とする。

<就職内定者> 冬休みから教習を開始することができる。

<進学内定者> 家庭学習期間から教習を開始することができる。

## 5 携帯電話・スマートフォン所持条件

(1) 校内では、常に電源をオフにし、鞆に入れておく。

(2) 授業中や休み時間・昼休みに、携帯電話をむやみに出してさわらない。

(3) やむを得ず使用する場合は、教師の指示に従う。